

平成30年8月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

平成30年8月総会

萩市農業委員会総会議事録

8月20日(月) 午前10時00分 開会 場所 市民館研修室

○提出議案

議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議案第44号 農地賃借料情報の提供について

議案第45号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第46号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

1番 佐伯泰資	2番 吉村剛
3番 中村博和	4番 矢次利典
5番 長富繁美	6番 藤田芳昭
7番 烏田茂夫	8番 鈴川肇
9番 田村廣	10番 原田知美
11番 小野村壽美夫	12番 吉村榮子
欠席 守永正範	14番 原川久美子
欠席 品川民雄	16番 岡崎弘明
17番 松田由美子	18番 尾木武夫
19番 片岡兼雄	

○議事録署名委員

6番 藤田 芳 昭

12番 吉 村 榮 子

○議 事

事務局長 只今から、平成30年8月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、6番 藤田委員、12番 吉村榮子委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第41号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第41号第1項についてご説明いたします。

申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに畑、面積533㎡ほか2筆、合計2,663㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は12,067㎡で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんは現在●●●に

居住されています。譲受人の●●●さんの息子さんは●●●にある市営住宅で生活されていますが、譲渡人の●●●さんの住居を購入されることとなりました。その宅地とあわせ農地も購入して欲しいという意向があり、譲受人の●●●さんも農業されており、農機具も保有されていることから、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で田と畑あわせて約1町2反の農業経営に従事されています。年間農作業従事日数は、ご本人さん、奥さんそれぞれ120日です。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については8月10日、●●●地区担当の●●●委員さんと●●●会長、●●●推進委員さん事務局で確認しました。

申請地は●●●で●●●から東に約800mの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、これまで申請地は休耕となっていました。取得後は農機具が入れるように入口を広げ、起こした後、野菜を作付けされる予定です。また、●●●番は夏みかんの木があり管理される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台、草刈り機を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

8 番 この件に関しましては、8月10日に、事務局2名、●●●会長、地元の推進委員、私とで、現地確認をいたしました。

詳しい説明は、事務局の説明のとおりです。この畑は休耕にはなっていますが、さほど荒れてはなく、トラクター等で耕せばすぐにも畑になるような状態ではありました。●●●さんは、本業は中型のまき網漁という漁業をやっている傍ら、米を約4反ほど作っておられます。また長男夫婦、次男夫婦も●●●に住んでおり、この畑を購入した後は、家族ぐるみで野菜を作って行きたいとの話でございました。後継者もいますのでこれからも真面目に農業に取り組んでいくことと思います。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 第2項についてご説明いたします。

申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに畑、面積285㎡ほか1筆、合計375㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は23,637㎡で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、当該農地は譲受人の●●●さんが保全管理をされていましたが、譲渡人の●●●さんも●●●に住居され自ら耕作できず、農業後継者もいらっしゃらないことから、●●●さんへ譲渡の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で田と畑あわせて約2町3反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日

数はご本人さん180日、奥さんが120日、息子さん180日、
息子さんの奥さんが10日となっております。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については8月7日、●●●地域の●●●
委員さんと●●●委員さん事務局とで確認しました。申請地は●●
●地区で●●●から北に約1.3kmの地点にあり、緑で着色した箇
所となります。

営農計画ですが、これまで譲受人の●●●さんが保全管理されて
いたことから、取得後は野菜を栽培される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン
1台、耕運機1台、防除機2台、軽トラック1台、運搬車1台、草
刈機を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件を
すべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結
果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

4 番 8月7日に事務局3名、●●●委員、私の5名で、譲受人の●●
●さんの息子さん立会いの下、現地確認をいたしました。農地は、
適切に管理されており、たぶん南瓜と思いますが、作付けされてお
りました。●●●さんは●●●歳と高齢ですが、息子さんは、一昨
年仕事を退職されまして、今は一生懸命農業をされています。詳
細については事務局より説明のあったとおりでございます。

以上、ご審議の程、よろしく願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 息子さんも、専業ということでやっておられますか。

4 番 そうです。

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 第3項についてご説明いたします。

申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積2,006㎡ほか2筆、合計4,262㎡です。譲受人は●●●の●●●さんです。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんが当該農地を相続することとなりましたが、現在●●●に居住されており農業の経験もなく自ら耕作することができないため、譲受人の●●●さんへ譲渡の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で現在●●●の代表をされています。年間農作業従事日数はご本人さん250日、奥さんが130日、お父さん150日、お母さんが130日となっております。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については8月7日、●●●地域の●●●委員さんと●●●委員さん事務局とで確認しました。申請地は●●●で●●●から南に約1kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、申請農地のうち地目が田の2筆については、利

用権設定により●●●さんが水田として米を作られています。収穫後は、畑として白ネギを栽培される予定です。なお、利用権設定につきましては後の議案第45号になりますが、合意解約書が提出されています。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、防除機、軽トラック、草刈機を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

17 番 この件につきましては、8月7日に事務局3名、●●●委員さん、私とで、現地確認に行きました。事務局から説明のあったとおりです。今後は、畑として利用するというので、1年間くらいかけて排水をよくしたり、土地改良を行ったうえで、白ネギを栽培されるということです。後継者の方が無理ということで継続して畑を作られるということで、放棄地にならないのでいいのかなと思いました。

以上、ご審議の程、よろしく願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 第4項についてご説明いたします。

申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに畑、面積3,166㎡ほか9筆、合計22,825㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は98,863㎡で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲受人であります●●●さんが経営規模拡大と集約化のため、●●●さんが行う農地売買事業を活用し取得するものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で現在、田と畑あわせて約10町の農業経営に従事されています。年間農作業従事日数はご本人さん300日、奥さんが280日、お父さん280日、お母さんが60日となっております。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に今回申請のあった場所ですが、●●●から南東約6kmにある●●●で、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、取得後は葉たばこ、白菜、馬鈴薯等を栽培される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、葉タバコ乾燥機4台、軽トラック1台、2tトラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

6 番 この件につきましては、前回の総会で皆さんに提示されて了解を得ている議案で、●●●さんの段階を踏み、二段階になっていますので、皆さんの承諾を得ております。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました

議 長 議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。
第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第42号、第1項についてご説明いたします。
議案は5ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

8月3日に、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ900m、第1種低層住居専用地域の宅地と農地が混在している地域内にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積93㎡、外2筆、合計は326㎡で、宅地の併用地と合わせて、全体面積は1,424.99㎡です。申請人は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、申請人は●●●在住で、相続で取得した土地の

維持管理が難しくなってきたことから、新たに賃貸アパートを建築し、アパート経営による安定した収入を得るため、共同住宅3棟（部屋数14部屋）、駐車場18台分を整備するものです。

（ビッグパッドに分間図を表示）

隣接農地の関係ですが、南側は道路、北側、東側は既存アパートの駐車場及び進入路に接し、西側は宅地と、一部畑に接していますが、隣接農地承諾書が提出されており問題ありません。

（ビッグパッドに配置図を表示）

配置図ですが、A棟・B棟・C棟の3つのアパートが建つものです。敷地は道路面から低い所にあり、こちらの進入路から入っていく形になります。

用排水計画ですが、雨水は敷地内の2か所に浸透柵を埋設し流入させ、汚水は敷地内の公共下水道の流入管に接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、10cmの盛土を行い、北側はアパート駐車場と同じ高さとし、高さ10cmのブロック積とします。西側の宅地との境界にはフェンスを設置するもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

（担当委員が挙手）

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

16番 この件につきましては、8月3日に、事務局並びに地元推進委員と私とで、現地調査をいたしました。内容につきましては、事務局から説明のとおりであります。近辺にはすでに、●●●さん所有のアパートが建っており右側にもアパートがある状況で、南側の道については堤防でかなり高くなっております。この地図上の3分の1

のところに、山縣伊三郎の石碑がありますが、これは萩市の史跡にはなっておりませんが、要望があれば移設を考えていただけると言うことで、町内会と関係の団体との話し合いになると思いますが、町内会に言ったところ相談をするということで、これも問題なくいけると思います。農地も荒れていて、農地と言うよりは藪という状況でありました。こういう施設が出来るということでございますので、現況も荒れていて仕方ないということで、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 雨水については浸透柵ですか。

16 番 浸透柵です。既に、前と後ろ側にアパートが2棟建っている所も、浸透柵でやっているとのこと。地下に浸透しやすいように柵の中に粗いものを入れて造るようでありましたので、問題ないと思います。

議 長 じゃあ近くに水路がないんですね。

16 番 水路はございません。少し離れたところに●●●川があるのですが、他人の土地なので通れません。

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 第2項についてご説明いたします。
議案は5ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

8月7日に、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、萩市●●●から南へ240m、住宅が立ち並ぶ地域内にある小農地で、農地法施行規則第43条第2号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積209㎡で、宅地の併用地と合わせて、全体面積は464.76㎡です。申請人は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、申請地につきましては平成26年1月28日付けで農地法第5条の許可を受け、太陽光発電設備の設置を予定していましたが、●●●川の河川改修に伴い農地の半分程度を収用される予定となったことから、当初計画を断念し、申請人は借家住まいであり、既に建築を予定していた自己用住宅の敷地とするため、事業計画変更承認申請と合わせ、改めて許可申請書が提出されたものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側・南側は道路、西側は●●●川に接し、北側が畑に接していますが、所有者より隣接農地承諾書が提出されています。

(ビッグパッドに配置図を表示)

配置図ですが、住宅敷地はこの範囲となります。当初、こちらの農地の部分に太陽光発電設備を設置する計画でしたが、河川拡幅で半分程度の土地がなくなるため、農地の部分も自己用住宅の敷地とするものです。建ぺい率は23%で許可基準をみたしています。

用排水計画ですが、雨水は溜槽を設置し道路側溝へ流入させ、汚水は公共下水道に流入させるもので適当です。

被害防除計画ですが、造成等は行わないため、土砂の流出等のお

それはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

9 番 8月7日に、事務局3名、●●●推進委員さん、私とで、現地確認をいたしました。事務局からの説明のとおりであります。平成25年の豪雨で、やられました●●●川の改修・修復を下流の方から少しずつやってきておりますが、まだ数年はかかるそうです。この辺りでは河川の拡幅にあたるように聞いています。終了された後は、宅地と川に挟まれた小さな農地になります。河川の改修はやむを得ないと思っております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第43号についてご説明いたします。

18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農林振興課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

それではお手元にお配りしています別冊の『農地中間管理事業による利用権設定状況（平成30年9月1日）』の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

では、表の一番下の合計の数字を読み上げていきます。

左から、件数が3件、筆数7筆、田の面積が3,500㎡、畑の面積が14,655㎡、合計18,155㎡となっています。

この農地中間管理事業は、都道府県ごとに設置される農地中間管理機構が農地を借り受け、借受農家に農地中間管理が決定した「農用地利用配分計画」を県知事が公告することによって貸借関係が発生します。

1枚めくっていただきますと、内容を記載しております。右端の備考の欄に受け手の名前を記載しています。今回は、1つの法人と1人の個人が受け手とされています。

詳細ですけれど、番号の1番の●●●さんのものにつきましては、現在、相対の利用権設定がされていますが、中間管理機構をとおしての契約につけかえるもので、あと合意解約のほうの説明にありますが、合意解約書の提出がされています。

番号の2番、3番のこちらにつきましては、●●●の●●●さんのオリーブ事業に関わるもので、営農を続けられる方、今回は●●●さんのものになりますが、農地中間管理機構を活用して借りられるという事になります。

続きまして、お手元にお配りしています『利用権設定状況（平成30年9月1日現在）』の資料をご覧ください。新規設定するものは、これまで利用権は設定されていましたが耕作者が変更となるものや、新たに利用権を結ばれるものになります。今回のものにつきましては、新たに利用権を結ばれるものになります。合計欄を読み上げます。件数が2件、筆数2筆、田の面積が2,801㎡のみの合計2,801㎡です。

こちらにつきましては、新規就農者ということで、通常4月1日・12月1日から始まりのものとしていますが、この度9月1日からの利用権設定としております。

以上、この度の集積計画案において、受け手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 それでは採決いたします。議案第43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第44号「農地賃借料情報の提供について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第44号についてご説明いたします。

議案の8ページになります。

萩市の賃借料情報ということで、平成29年4月1日から30年3月31日までに告示された利用権設定の賃借料水準につきましてご説明します。

表をご覧ください。上段が水田の部、下段が畑の部となります。水田、畑の部それぞれ地域名の横に記載しております“平均額”というのが、賃借権（有償）だけの平均額です。表の一番右に記載しております、(参考) 地域平均額につきましては、使用貸借（無償）を含めた平均額で表示しています。一番下に記載しておりますが、物納の契約につきましては、60kg当たり13,000円に換算しております。

新規の利用権設定などの参考にしていただければと思います。

以上議案第44号の説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第44号について、本会の承認を
求めることになっています。

原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第44号は、原案のとおり承認する事と
します。

(報告事案一1)

議 長 議案第45号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
を議題に供します。

第1項から第4項まで一括して、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第45号、についてご説明いたします。

議案は10ページです。

第1項と第2項は関連がありますので一括して説明します。

第1項、第2項、大字●●●番、地目は登記・現況とも田、面積
1,618㎡、外2筆、合計面積3,240㎡、賃借人は●●●の
●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さん外1名です。権利の種類
は合意解約で、●●●さんの経営規模縮小に伴うものです。解約
後の利用については、●●●推進委員さんのご尽力により借り手が
見つかったとのことで、耕作の予定です。

続きまして第3項、大字●●●番、地目は登記・現況とも田、面
積2,006㎡、外1筆、合計面積3,890㎡、賃借人は●●●
の●●●さん、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合
意解約で、先程議案第41号でご審議いただきました農地法第3条
許可による所有権移転に伴うものです。

続きまして第4項、大字●●●番、地目は登記・現況とも田、面
積3,500㎡、外1筆、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人
は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、これにつ
きましても、議案第43号でご審議いただきましたとおり、農地中間
管理事業による再設定を行うものです。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第45号の報告は終わります。

(報告事案—2)

議 長 議案第46号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。第1項から第3項まで一括して、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第46号についてご説明いたします。
議案は12ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から北東へ1kmに位置する大字●●●番、登記地目は畑、面積399㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和17年に住宅を建築した当時から建物の敷地として利用しているとのことで、8月3日に●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局とで現地調査を行ったところ、木造瓦葺2階建の住宅敷地及び庭として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

続きまして第2項申請地は、●●●から南東へ1.7km、●●●●近くに位置する大字●●●番、登記地目は畑、面積118㎡、外3筆、合計面積449㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は25年位前から耕作しておらず、●●●

●番、●●●番は平成4年頃にアスファルト舗装をして駐車場として利用していたとのことで、8月3日に●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局とで現地調査を行ったところ、●●●番、●●●番は原野化しており、●●●番、●●●番はアスファルト舗装がされており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

続きまして第3項申請地は、萩市●●●から南東へ900メートルに位置する大字●●●番、登記地目は田、面積219㎡、外4筆、合計面積995㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、●●●番、●●●番は平成3年頃に隣地の住人が農業用倉庫を建てて利用しており、●●●番、●●●番、●●●番は昭和55年頃から耕作しておらず原野化しているとのことで、8月2日に●●●委員さん、●●●委員さんと事務局とで現地調査を行ったところ、●●●番、●●●番は農業用倉庫の敷地として利用されており、●●●番、●●●番、●●●番は原野化しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第46号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時47分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

平成30年8月20日

萩市農業委員会会長 片岡兼雄

委員 藤田共昭

委員 志村菜子